

平成25年3月1日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 副 課 長 江 崎 由 起 子 農 業 委 員 会 事 務 局 長 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成25年3月1日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 委員長報告 報告第1号 予算特別委員会審査報告について

日程第2 討論・採決

追加日程第1 上峰町議会議長の不信任決議案

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時45分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本日の日程に入ります前に、先日来、調査結果を会期中に報告するというので執行部のほうからありまして、その報告をしたいということで申し出があっておりますけれども、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、報告お願いいたします。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。議案審議の中で、議案第2号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の中の礎議員からの質問で、今回取り崩しを予定している案件の別表の寄附年度が「59年度」、備考欄には「57年度剰余金」となっておる件についての御質問がございました。調査の結果、寄附年度につきましても57年度が正しいということが判明いたしましたので、直近の議会で訂正の議案を提出させていただくことといたしたいと思っております。

以上、申しわけございませんでした。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。それでは、私のほうからも議案第2号で御質疑がございました関連の御回答を申し上げたいと思っております。

土地売買についてのお尋ねがございました。お手元のほうに資料を差し上げておりますので、その資料を読み上げまして、御説明ということにさせていただきたいと思っております。

平成19年度土地売買について。

地番、上峰町大字坊所685番地2外2筆。

面積、2653.10平方メートル。

地目、雑種地。

売買価格、40,423,500円。

契約年月日、平成19年7月25日、平成20年3月11日。

以上でございます。

それから、議長のほうにお願いをいたしまして、私、特別に発言をお許しいただきましたので、ただいまから申し上げさせていただきます。

27日の議案第5号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例の議案審議の中で、寺崎議員より町内の都市公園はどこかのお尋ねをいただきました。その際、私は鎮西山いこいの森、佐賀東部緩衝緑地、坊所児童公園の3カ所とお答えしておりましたが、慌てまして1カ所を失念いたしておりました。寺崎議員にはおわびをいたしまして、追加させていただくことをお許しいただきたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

改めまして、御答弁申し上げます。

上峰町内にございます都市公園は、鎮西山いこいの森、佐賀東部緩衝緑地、坊所児童公園、上峰町中央公園でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

以上で執行部の報告が終わりました。（発言する者あり）

これについては、議員からの質問は許可をいたしません。

日程第1 委員長報告 報告第1号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 委員長報告、報告第1号 議案第12号 平成25年度上峰町一般会計予算、これを議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算特別委員長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。予算特別委員会審査報告書を読み上げて説明にかえさせていただきます。

報告第1号

平成25年3月1日

予算特別委員会審査報告書

予算特別委員会

委員長 中山五雄

平成25年2月14日の本会議において、本委員会に付託された議案第12号 平成25年度上峰町一般会計予算について、2月18日、19日、20日、21日の4日間にわたり委員会を開催し慎重に審議いたしました。

質疑終結のあと直ちに採決を行った結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の過程での主な意見及び要望は下記のとおりです。

記

○歳入

- ・たばこは、町内で購入するよう広報に努めること。
- ・埋蔵文化財発掘調査受託事業の整理作業費については、原因者からの早期収納に努めること。
- ・ふるさと納税のPRに努めること。
- ・過年度分学校給食費の徴収については、適切な処理を行うこと。
- ・町民センター使用料の町外利用料金の引き下げを検討すること。
- ・町営住宅使用料の滞納については、適切な処理を行うこと。

○歳出

(総務課)

- ・消防団第1部格納庫の移転先を早急に検討すること。
- ・消防団員への法被の整備を検討すること。

(税務課)

- ・町税の滞納処理に力を入れること。

(企画課)

- ・公用車については、購入及びリースのどちらが経済的かを比較検討すること。
- ・コピー機等の事務機器リースについては、一括契約によるコストダウンを検討すること。
- ・韓国ヨジュ郡との国際交流については、国際交流推進委員会と十分協議のうえ、今後の在り方を検討すること。
- ・庁舎屋根の改修について、今後検討すること。

(振興課)

- ・県営クリーク防災事業により幹線水路は整備されるが、支線水路の整備も検討すること。

(農業委員会)

- ・農業者年金加入の取り組みに力を入れること。

(健康福祉課)

- ・通学福祉バスの重整備にかかる費用負担については、協議のうえ明確にしておくこと。
- ・不妊治療への助成を検討すること。

(住民課)

- ・病後児保育事業の実施を検討すること。
- ・鳥栖・三養基西部環境施設組合の今後の方向性については、慎重審議するとともに、経過を議会に報告すること。

(教育課)

- ・学校教育の指導主事を早急に設置すること。
- ・小学校北門の門扉整備を検討すること。
- ・小学生のヘルメット購入助成を検討すること。

(生涯学習課)

- ・社会教育団体への補助金について検討すること。
- ・町民プールの利用期間延長を検討すること。

(文化課)

- ・八藤丘陵（太古木）の公有化については、具体的に検討すること。
- ・県重要無形民俗文化財である米多浮立への補助金を国・県に要望すること。

(監査委員事務局)

- ・監査委員報酬については、近隣町との均衡を図ること。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま中山五雄委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号 平成25年度上峰町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。本案は委員長の報告どおりに決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第2. 討論・採決。

議案第1号 上峰町新型インフルエンザ等対策本部条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 上峰町道路法施行条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 上峰町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 上峰町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成25年度上峰町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成25年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成25年度上峰町土地取得特別会計予算の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成25年度上峰町農業集落排水特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。（「議長、緊急動議」「賛成」と呼ぶ者あり）

○8番（吉富 隆君）

緊急動議の説明をさせていただきます。

2月15日に朝日新聞に掲載された健康保険の問題でございます。いろいろな問題等々を議会にも御説明をいただきましたけれども、本当に残念なことでございますが、朝日新聞社からの掲載でございましたが、議長からの報告によれば、朝日新聞社の一方的な記事であると。机をたたいて、警察で取り調べるような行為であったという報告を受けております。本当にそういうことがあり得るのかどうかということを議会でも議論させていただきました。

また、そういうことを議長じきじきに調査されたかということの問題等々につきましては、役員さんにお頼みをしてできたということでございましたので、それは議長じきじきに足を運んで、耳でよくよく聞いて、再度議会に説明をということでお願いいたしました。2回目の議員への報告によっては、全然この問題については問題がございませんという報告を受けました。じゃ、身の潔白をどうするのかと。議会にも報告は必要でしょうけれども、町民の皆さんにも御迷惑がかかっておるし、また行政の皆さんにも御迷惑をかけているのは事実でございますので、その開示をするのが議長の務めではないかということに結果的にはなってきたわけでございます。

そういった中で、じゃ、どういう方向性がいいのかといろいろ議論をした結果、記者会見をという話になりまして、記者会見が25日の議会終了後にされております。それまで何も報告はございませんでした。こんなことがあっていいのかということで、いらいらはしてありましたものの、行政に迷惑を議会はかけてはいけないと。当初予算等々ございますので、じゃ、議決まではきちっとした形をやるべきだという議員の皆さんの意向もございまして、そのような流れできました。この問題は、本来ならば議会の冒頭に解決をするべき問題でございます。しかしながら、当初予算ということもやっぱり考えていかざるを得ないということでございまして、朝一番に議長から説明をちょろっとされました。これについては、我々議会に対して、議会開会の前、延長してまで、これは議長としてやってはいけないことなんですよ。こんなばかなことをやられて議会が黙っておくわけにいかない、私はそう思います。

そういったことについて、非常に遺憾であると思っております。余りにも議会の皆さんをばかにしたような形にとられていますので、議長職というのはそんな生易しいもんじゃないんですよ。そういった行為をされたことに対しては、私は許すべきではないと思っております。議会の立場から考えてみたときに、議会の置かれておる立場としては、そんな議会ではない、私はそう考えております。

単刀直入に申し上げて申しわけないんですけども、本来からこれだけの御迷惑をかけたなら、議長職ぐらい自分でみずから議会から言われる前に辞するのが常識ではないかと思って

おります。その辺いかがですか。できなければ休憩をとっていただきたい。僕は書類作成をいたしまして、すぐ不信任案を出しますので。よろしいですか。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。ただいまの8番議員の発言の件につきましては、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時12分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま吉富隆君外1名から議長の不信任決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

この件は私の一身上に関することでもございますので、地方自治法第117条の規定により議長席を副議長と交代をいたし、私は退席をいたします。

それでは、副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

〔大川隆城君 退場〕

○副議長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。私、初めての体験でございますので、迷惑をかけるかもしれませんが、何分なれないもので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、議長の除斥によって、議長の職務を私、中山が交代いたします。

執行部は退席をお願いいたします。

〔執行部 退場〕

追加日程第1 決議案第1号

○副議長（中山五雄君）

それでは、追加日程第1. 決議案第1号 上峰町議会議長の不信任決議案を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

○8番（吉富 隆君）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、提案の御説明をさせていただきます。本
当にいろいろな面で御迷惑かけたことを深くおわびしながら、提案の説明をさせていただきます。

決議案第1号

上峰町議会議長の不信任決議

本議会は、議長 大川隆城 君を信任しない。

平成25年3月1日

上 峰 町 議 会

理 由

平成25年2月15日付け、朝日新聞掲載記事の健康保険問題について、議会に対する説明責
任を果たしていない。

という理由でございます。

以上で終わります。

○副議長（中山五雄君）

8番議員吉富隆君の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許可しますので、質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

ただいま説明責任が果たされていないということでございますけれども、この問題につき
ましては、15日の朝日新聞に掲載されまして、2月22日に本人より全議員に報告がなされた
というふうに私は理解をいたしております。しかも、組合員証明書なりの提示をし、有資格
者であるという報告がなされております。よって、記者会見すべきじゃないかという声があ
りましたので、その対応もされていると。その結果については、マスコミが判断をされた上
で会見内容に何ら問題がなかったというふうに理解されているんじゃないかということ
で、私は説明責任が果たされているというふうに思いますけれども、提出者にお尋ねいたし
ます。

○8番（吉富 隆君）

4番碓議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

私は議員になって15年目を迎えております。私は上峰町の一議員として、議会の立場とし
て、説明責任は絶対果たさんばいかんというふうに理解しております。なぜならば、議長職

というものは権限が物すごくあります。その反対に、責任も重いんです。今、4番議員さん言われたとおり、説明はされました。しかし、私の身は潔白であるということでございました。これも理解しております。だとするならば、議会に対しても、行政に対しても、町民の皆さんに対しても、きちっとした形で説明責任は逃れられないと僕は思っています。よくよく議会の立場を理解している議員さんについては、こういう質問は出ないと僕は思っています。これは当たり前のことなんですよ。

そういう観点から、僕は許される行為ではないというふうに判断をしておりますと同時に、きょう朝9時半からの開会予定を延長して、ちよろちよろっと説明をされました。それがなかったら僕はやっていませんが、余りにも議会を無視し過ぎる。責任はとれない。これは本来なら最終日にする案件ではございませんよ。人ごとんごと思うてあるからこそ、こういう意見が出るんですよ。もう少し議長が就任されたときに何と言われたか、思い浮かべていただきたい。政争の議会であるから、それを正常化する、はっきり申されております。それも西日本新聞、佐賀新聞に、佐賀県いっぱいコメントを出してありますよ。そういう責任の観点から、これは許される行為ではないと僕は判断して、不信任案提出をしたわけでございます。何とぞ御理解をいただきますようお願いをいたします。

○副議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（林 眞敏君）

ただいまのこの不信任決議の理由について、この理由について質問をいたします。

まず、その前提に、本議会が開会されたのは14日であると記憶しております。15日、16日、17日、これは休会しております。予算特別委員会が始まったのが18日の午後、21日まで予算特別委員会がありました。先ほど議会に対する説明責任を果たしていないというこの文言に対して、議会開会中にこの文言に対して問題になったことはないとは私は記憶しております。予算特別委員会の途中、あるいはその始まる前に予算特別委員会の審議を優先すべきじゃないかと、そして議案審議をやるべきじゃないかと、その後にとということで記憶しております。

そして、この問題については、予算特別委員会においてももしっかりお話しになりました。いろいろな問題、議員としての資格、あるいは大川氏個人の問題、また大川氏が議員ではなかったときの問題であるという問題、これらを相かみ合わせますと、反対の討論をせざるを得ません。（195ページで訂正）

終わります。

○副議長（中山五雄君）

林議員、今は質疑の時間ですから、討論ではありませんから、その辺、訂正をお願いします。

○5番（林 眞敏君）

訂正をいたします。

議案に対する質疑のみにさせていただきたいと思います。

○副議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。（「説明は要らないの」と呼ぶ者あり）

質疑に対する説明をお願いします。

○8番（吉富 隆君）

質疑応答の時間ですから、自分が置かれておる立場ぐらひは理解して質疑をしていただかないとできないですよ。それも恐らくいろいろな問題があつて、もうメモしてあるから、きょう不信任案が出るということを確認されてあるんですよ。読んである。これは問題でしょう。そうでしょう。議員の立場を理解してくださいよと僕は2年間言い続けてきた。それにもかかわらず、こういう質疑をされるということは遺憾なことじゃないですか、副議長。そうでしょう。

やっぱり議会というものは、自分たちが選挙したときを思い出してくださいよ。何て言うてきておるですか。そうしたなら責任はね、個人のことという発言がありましたけれども、上峰町議会の議長のことですよ。議会が解決せんで、どこがするんですか。こんな議会であつてはならないというのが僕の趣旨であります。議長がもっとしっかりすれば、こういうことにならないはず、僕はそう思います。やはり議会というのは議論の場であつて、議論はいいでしょう。しかし、議論になっていない。どうのお考えか、僕は理解に苦しみますよ。きちとした形で、説明責任は逃れられないです。議会というものは数の世界であつて、数で決まるでしょう。しかしながら、常識と、後ろには町民の皆さんがおられるということは議員の皆さんは理解してあると思うんですよ。しっかりとやっぱり努力をして、町民の負託に応えるのが議員の務めであると僕は思っております。

以上でございます。

○副議長（中山五雄君）

先ほどの5番林眞敏議員の発言は、要するに質疑じゃなくて討論になっていた。反対するような言い方で、今は質疑の時間ですから、討論はまだずっとその後ですから、訂正のほどをよろしくお願いします。

○5番（林 眞敏君）

訂正といいますか、14日に議会が開会されて、22日に予算特別委員会が終わるまで、議会としてこの提案理由は出ていないということでもあります。

○8番（吉富 隆君）

まさしくそのとおりであつて、きょう出してあります。言うまでもないことなんですよ。それは冒頭申し上げたとおり、3月の定例会というのは当初予算というのがございまして、

この当初予算については、きちっとした形で通していくべきものであろうというふうに思っております。僕は冒頭にこの問題を出したかったんですが、同僚議員の配慮がございまして、最終日に持ち込んできたという経過がございまして。そういった理由の中で、この問題が出てこなかったと。出していないので、出ないのが当たり前なんですよ。きょう出したんだから。林議員さん、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。

○副議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（原田 希君）

提案理由に対して質問をさせていただきます。

まず、今3月の定例会は予算も伴う重要な会議であるというふうに私は認識をしております。これは住民生活に直結するものだというふうに理解をしております。そういった上で、説明をきちっとされていないということでございますが、私としては定例会終了後にきちっとした形で説明があるんじゃないかなろうかというふうに思っておりましたが、これに関してどう思われますでしょうか。

○8番（吉富 隆君）

まさしく1番議員さん言われるとおり、当初予算の問題等々あります。これが否決になれば、4月1日から十円金一枚でも行政は執行することができません。それは十分理解した上で、同僚議員の口添えもございまして、きょうまで延ばしてきたという経緯がございまして。

本当にこういうことがあってはいけないというふうに僕も思っております。しかしながら、今の質問でございますが、朝、開会時間を延ばして説明をする、とんでもない話じゃないですか。それは許される行為ではないと僕は考えております。そういった理由で提出をしたところでございます。何分、そこら辺については自分の置かれておる立場をお考えになるとするならば、これは当然のことだと僕は思っておりますので、1番議員さん、御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（中山五雄君）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山五雄君）

ないようですから、質疑なしと認めます。これで決議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

初めに、反対討論から許可をいたしますから、反対討論ございませんか。

○4番（碓 勝征君）

私は先ほども申し上げましたとおり、マスコミで報道された中身についての説明は22日に全議員に対して、朝日新聞に掲載された内容について、それぞれと申しますか、有資格者で

あるという組合員証明書も示されたということでありまして、その後、25日ですか、記者会見もなされていると。内容については、その結果については私たちに報告はありませんでしたが、先ほども質疑で申し上げましたとおり、この問題の取り扱いについて問題がないというマスコミの判断で、今まで他社のマスコミには掲載されていなかったんじゃないだろうかということで、私は説明責任は果たされているということで、この不信任案につきましては反対討論といたします。

○副議長（中山五雄君）

次に、賛成討論を許可します。賛成討論はございませんか。

○7番（岡 光廣君）

私はこの不信任決議案提出について賛成の意見を述べさせていただきます。

この理由の中に、私はこの新聞掲載はもちろんとすけれども、議会に対する議長の説明責任ということで、今までの流れの中で総合的なことも関連して申し上げておきたいというふうに思っています。

今まで議長としては、議会運営について基本的に公平な立場で取り組んでこられたかどうかという点を見ますと、私はそのようにはちょっと見えません。そういうことで、特に皆さん方も御存じのとおり、この2月15日金曜日の朝日新聞の社会欄に上峰町議会の名前が実は載ったわけでございます。その内容に一部触れさせていただきます。「保険料より安い建設国保 町議長無資格加入か」と大見出しで掲載をされました。それで、「佐賀県上峰町議会の大川隆城氏が加入資格のない県建設国民健康保険組合に加入している疑いが強いことがわかった」と掲載されておったようでございます、内容的にはですね。その中で、「大川議長は1996年ごろ、常雇用労働者の資格で県建設国保に加入。」「県建設国保は少なくとも議長に就任した11年以降は無資格に当たると見ている」というふうに新聞のほうに掲載をされておったわけです。そこで、議長のコメントとして、一つ、公務のないときは知り合いの業者から声がかかれば作業員として働いている。現場には行っているので加入資格があると思っていたと、本人は説明などをされていたようでございます。特に今回の報道の中で、常雇用とみなされる目安について記入されておったわけですが、目安は年間100日以上就労となっているようですが、議長は、公務が忙しく、よく覚えていないが、去年は60日ぐらいと目安に達していないことを認めたというような内容が実は報道されていたと。この件については、新聞を見られた方は既に御存じのことと思います。

この件について、上峰町議会の議長と新聞に掲載されていますので、特に議長は議会の代表者でもあり、町民の代表者でもあり、公人として十分なる説明責任を果たすべきというふうに私も十分認識をしております。今まで2回ほど、この件について報告の機会がありましたけれども、議会に対して責任を十分果たされていないというふうに私は思っております。よって、次のような内容により、この不信任案に同意することにしましたので、その件を申

上げます。

〔 発 言 取 り 消 し 〕

それから、朝日新聞、2月15日の分ですけれども、掲載されている件について、議会に対しての説明責任が私は十分に果たされていないということで、以上のことで、この件については賛成いたします。

以上でございます。

○副議長（中山五雄君）

7番岡光廣君、理由の趣旨がちょっと外れたみたいですから注意をしてください。（「はい」と呼ぶ者あり）

その分の取り消しをお願いしたい。

○7番（岡 光廣君）

この内容について、特にこの新聞の報道に対して、さっきまで言われていたとおりに十分な説明がされていないということを主体にして、この件について賛成します。その分については結構でございます。

○副議長（中山五雄君）

次に、反対討論を許可いたしますから、ございませんか。

○5番（林 眞敏君）

先ほど吉富議員からメモを読んでいるだけという発言がありましたけれども、今、岡議員の質問を見ると、全くこれだと思います。私は議場に入って、順序を間違えるといけないので、このメモを書いただけです。書きとどめておいただけです。それは信用していただきたい。

まず、反対理由ですが、一つ、議長、大川氏個人の時期の問題、それから雇い主との契約上の問題、それから建設健保の問題、これそれぞれを確認しても何ら違反となる事実はありません。

この議会に対する説明責任を果たしていないとありますけれども、この問題について私どもが知ったのは、予算特別委員会の中でこの問題を知ったわけです。

それから、大川議長の予算特別委員会内での責任、雇用主の問題、協会の問題、健保の問題、それぞれクリアしているので、これは何ら問題になるとは思っておりませんとの理由で反対をいたします。

○副議長（中山五雄君）

次に、賛成討論を許可します。ございませんか。

○3番（橋本重雄君）

今回の報道に対する議長の対応について、私はこの不信任決議案に賛成の意見で討論をさせていただきますと思います。

この事件が発生しまして、やはり議長たる者は速やかに皆さんに内容を説明するのが筋であつたんじゃないかなというふうに思います。それがなかなか二転三転して今こういうふうな形になっておりますけれども、そして特に報道の中の資格の問題なんですけれども、議長をやりながらそういう仕事に行ける状態かどうか。それで、議長としての今までの対応についても、いろいろ対応が遅いというふうな感じを私は持っております。

したがって、今回、説明はされておるけれども、詳細についての説明がはっきりしておりませんので、私はこの不信任決議案に賛成の意味で討論をさせていただきました。

以上です。

○副議長（中山五雄君）

これで討論を終結いたします。

これから決議案第1号を採決いたします。

本案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中山五雄君）

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件に対して裁決をいたします。

決議案第1号 上峰町議会議長の不信任決議案については、議長は否決することに裁決します。よって、大川隆城議長の不信任決議案は否決されました。

しばらくお待ちください。大川隆城君と執行部を入場させます。

私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

〔大川隆城君、執行部 入場〕

〔副議長、議長と交代〕

○議長（大川隆城君）

引き続き会議を継続いたします。

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第3. 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもって会議を閉じます。

平成25年第1回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時6分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会副議長 中山五雄

上峰町議会議員 林 眞敏

上峰町議会議員 松田俊和